

笠岡市協働のまちづくりの手引き（案）の意見公募結果

内容	いただいたご意見の要旨	いただいたご意見に対する市の考え方	修正点
全体について	<ul style="list-style-type: none"> <li>各まちづくり協議会10年の歴史の総括や税金にて予算経費約6億使ったことの検証、各地域課題把握充分は出来ているのか？</li> <li>地域では、まちづくり協議会と公民館の軌轢があるが、組織図では、公民館がまちづくり協議会の傘下にある、市の担当課との充分なすり合わせは出来ているのか？</li> </ul>	<p>ご指摘の検証及びその対策についてですが、「笠岡市協働のまちづくりの手引き」にて記載させていただいております。また、組織図についてのご意見ですが、組織図はあくまでも事例であり、公民館を下部組織とする意味のものではありません。組織のあり方は地域の実情に合わせてご検討いただきたいと思います。</p>	
過去10年を振り返っての問題点と基本対策について	過去10年の実績からの問題点を整理し、対策を明記すべき	<p>まちづくり協議会へのヒアリングなども行いながら、見えてきたこれまでの課題として、①担い手不足、②まちづくり協議会の周知と理解の不足、③市の支援が指摘されております。現在進めておりますこのたびの見直しでは、これらの課題に対応するために、「条例」「手引き」を策定いたしました。条例においてはまちづくり協議会、他の多様な主体、市の役割を定義づけ、「手引き」においては具体的なまちづくり協議会のあり方、市の支援内容と定期的な制度検証を明記いたしました。これからはいただいたご意見を踏まえつつ、市民の皆様と一緒にまちづくりを進めていきたいと考えております。</p>	
表記について	「今後、市は地域住民の合意を反映したものの、かつ総合計画等市の各種計画と整合性がとれたまちづくり計画の策定を推進していくべきと考えられます。」→「考えます」がいいのでしょうか。	ご意見を踏まえて修正します。	「考えられます」→「考えます」
まちづくり協議会の周知と理解の不足	まちづくり協議会が設立され10年が過ぎますが、周知、理解が徹底されていません。行政、協議会ともに再度周知を図るよう努力するべきと考えます。	ご意見を踏まえ、協働のまちづくりを進めていく中で行政とまちづくり協議会が協働して周知と理解を深める取組を推進してまいります。	
①担い手不足	担い手不足の定義は何か。	ご指摘の担い手不足の定義ですが、少ない担い手による取組のパターン化、また社会の変化による定年年齢の引き上げや少子高齢化により地域内における人材の確保が困難な状態を表しています。	
②まちづくり協議会の周知と理解の不足	地域では公民館主体の行事中心で動いており、まちづくり協議会主体で市の方針で地域活動を進めるのであれば、市の強力な地域への働きかけと変える明確な理由が必要である。	いただいた意見につきましては提案とさせていただきます、今後協働のまちづくりを進めていく中で検討していきたいと考えます。	
課題把握への対応策について	①担い手不足への対応策は市が企画立案と調整の主体を担うこと、②の周知と理解の不足については、市民になじんでいる公民館機能を中心にするべき。また、公民館の管轄部署を教育委員会から協働のまちづくり課に移管すること、③市の支援については、「支援」ではなく「先導」が必須であり、事務局長に行政からの人材を充てるべき。	提案としていただいた地域における課題解決の取組の企画立案や調整については、地域住民のニーズを地域と行政双方が共有し、取り組み内容がニーズに応えるものとするよう地域と行政が一緒に考えていくものと考えます。また、まちづくりは住民自治の理念のもと住民が主体となって取り組んでいけるものが望ましく、市は住民の主体性を尊重し寄り添って支援をしていくものと考えます。したがって、原案通りとさせていただきます。	
市による支援内容	「支援内容」ではなく「リード内容」と書くべき。また、① 伴走支援という字句は、目線が高く、地域を見下しているように感じる。	まちづくりは住民自治の理念のもと住民が主体となって取り組んでいけるものが望ましく、市は住民の主体性を尊重し寄り添って支援をしていくものと考えます。したがって、原案通りとさせていただきます。	

内容	いただいたご意見の要旨	いただいたご意見に対する市の考え方	修正点
まちづくり協議会の区域について	当地区は各地区が独立して活動しており、1つのまちづくり協議会に包括することは難しく、実情に沿って分けるほうが良いのではないか。	現在笠岡市ではおおむね小学校区域をまちづくり協議会の規模と考えております。小学校は地域行事等の中心として機能する可能性もあることから、おおむね小学校区域をベースに活動されている現在のまちづくり協議会の区域が適正と考えております。	
まちづくり協議会の組織について	(1) 組織④部会の詳しい説明があるが、組織として総会、理事会の説明が必要。	それぞれの地域の実情にあわせた規約や組織を作ってくださいことで、その地域に適切な組織や取組が可能となると考えます。ご指摘の説明については、原案通り「手引き」に事例を示すのみにとどめることといたします。	
まちづくり協議会の組織について	(1) 組織⑤役員の説明だけでなく、構成員である会員や評議員、理事の任期や役割位置づけの説明が必要。	それぞれの地域の実情にあわせた規約や組織を作ってくださいことで、その地域に適切な組織や取組が可能となると考えます。ご指摘の説明については、原案通り「手引き」に事例を示すのみにとどめることといたします。	
まちづくり協議会の組織について	(1) ⑥事務局職員、役員、理事、評議員の給与を含めた待遇の説明。また、事務局職員を市の職員の位置づけにはできないか。	ご指摘の役員等の待遇については、各協議会において地域の実情に合わせて待遇を取り決めされ、規約、事業計画書・実績報告書、収支予算書・決算書等で公開されており、事務局職員の選任についても地域内で協議され決定されています。したがって、ご指摘の点は原案通りとさせていただきます。	
まちづくり協議会の役割内容について	内容が行政協力委員とほぼ同一ならば行政協力委員は不要ではないか。	行政協力委員は主として行政情報を地域に伝え、それに対する地域からの意見を吸い上げて行政に伝えるトップダウンの役割を担っており、まちづくり協議会は地域住民の意見を聞き取って活動していくボトムアップの組織であり、それぞれの役割は異なるものと考えております。どちらの組織も協力関係を持って地域のまちづくりを進めていただきたいと考えております。	
まちづくり協議会の役割について	多様な主体の調整は市が整理すべきであり、窓口は協働のまちづくり課へ一本化するべき。	まちづくり協議会が地域の実情にあわせて多様な主体の横のつながりを連絡・調整することで、各主体がそれぞれをパートナーとして、その活動が活性化されていくと考えており、多様な主体の窓口を協働のまちづくり課に一本化することは考えておりません	
まちづくり協議会の組織について	「まち協」の機能を公民館に移し更に「行政協力委員会」機能を合体させる。	公民館は地域住民の生活に密着しており、長年地域の拠点として生涯学習という学びを通じて多くの住民の生活と人間関係を豊かにし、地域の活性化を促進してきました。今後の地域課題解決には、公民館とまちづくり協議会、様々な主体とが対等なパートナーとして協働して地域のまちづくりを進めていくことが必要と考えております。	

笠岡市協働のまちづくりの手引き（案）の意見公募結果

内容	いただいたご意見の要旨	いただいたご意見に対する市の考え方	修正点
まちづくり協議会の組織について	限られた人で自分たちの生活を一定の水準で維持していくには、フラットな関係作りから始まるのが理想だと考えます。フツの市民がフツに対話する中で困りごと、課題、評価できることなどが交流され、つながっていくイメージです。わからないことはみんな専門家に聞き、自分たちにできることをやっていくことで知恵がついたり、対応できたりという生活の幸福度が上がっていきます。その結果よい「まちづくり」になり、よい町には人も集まってくるのではないかと考えます。	まちづくり計画を策定することで、そのような関係性や新たなつながりを作っていけると考えています。ご意見を踏まえ、協働のまちづくりを進めていく中で、地域住民の皆様で互いの課題や将来像を共有することができる仕組み作りを検討していきます。	
まちづくり協議会の役員の任期について	役員（世話人）の一部が長期に亘って務めているため、活動そのものが陳腐化する傾向になることは否めないと思いますので、会長のみの任期を1期2年とするのではなく、「やむを得ない場合」の但し書きがあるのであれば、役員全員に適用すべきと考えます。	ご指摘の任期についてですが、役員全員に適用とした場合、役員が一齐に交代し協議会運営に大きな影響が出る可能性があります。安定した協議会運営にはリーダーを支えるスタッフの体制が欠かせないものであり、体制を強化することでリーダーの育成につながると考えます。したがって、原案通りといたします。	
まちづくり協議会の役員の任期について	任期の長期化による組織運営の形骸化が見受けられるため、「会長及び副会長」の任期は1期2年を原則 「特別な理由ある場合」は、「総会で承認が得られた場合」に限り再任することが可能とし「特別な理由」について各地区の規約で定める。	ご指摘の任期の長期化については各地域からも様々なご意見をいただいております。再任可能な要件については、ご提案いただきました通り各地域でご判断いただくことが地域の実情を踏まえることができ、最適と考えますが、再任可能要件等を規約等で規定するか否か、また記載内容については各地域の決定を尊重したいと考えます。したがって、ご指摘の任期については、原案どおりといたします。	
まちづくり協議会の任期について	任期を原則1期2年としているが、各まちづくり協議会に対してそういった指導をしているのか。	全まちづくり協議会にはそれぞれ規約が設けられ、任期について原則1期2年と定められています。	
まちづくり協議会の区域について	区域によっては、1区域1協議会ではなく、複数協議会が存在するが、その場合は1つにまとめて分会と位置づけたほうが良いのではないかと。	ご指摘の区域内複数協議会については、区域によって人口規模が大きすぎるため1協議会にまとめることが困難な区域もございます。協議会の設置は地域の実情を踏まえたものが適切と考えます。	
まちづくり協議会の事務局の強化について	事務局員・事務局長を強くし、市も強くサポートする。	いただいた意見につきましては提案とさせていただきます、今後協働のまちづくりを進めていく中で検討していきたいと考えます。	
まちづくり協議会の事務局長の配置について	事務局長が企画立案、活動団体との調整の機軸を担う。組織の中で最も重要な役割であるため、事務局長の整理が必須。	いただいた意見につきましては提案とさせていただきます、今後協働のまちづくりを進めていく中で検討していきたいと考えます。	
まちづくり協議会の会長の再任について	再任について期限を設けないでよいかと。	ご指摘の再任については、まちづくり協議会の規約に定めていただいております。期限の設定については、各地域でご判断いただくことが地域の実情を踏まえることができ、最適と考えますが、規定するか否か、また記載内容については各地域の決定を尊重したいと考えます。	
計画策定のサポートについて	まちづくり計画策定に関しては、ベテランの担当職員のサポートが必要	ご意見を踏まえて計画策定のサポート体制と職員のサポートスキルの充実を検討していきます。	

笠岡市協働のまちづくりの手引き（案）の意見公募結果

内容	いただいたご意見の要旨	いただいたご意見に対する市の考え方	修正点
検証及び見直しについて	条例（素案）には、「まちづくり計画の策定は、市の総合計画等との整合性を図る。」 「協議会は、まちづくり計画の実施状況について検証し、必要に応じ見直しを行う。」との記載があるので、手引にも同様の内容で記載してはどうか。	ご指摘のまちづくり計画についてですが、「手引き」P10に「取組を実施したら、必ず結果や問題点を皆で確認して、改善方法を考えてみます。」「まちづくり計画の内容を市にもフィードバックし、市の施策にも反映させ総合計画との整合性を図ります。」と記載しており、原案どおりといたします。	
総合計画について	市の総合計画とは何を差すのか。	総合計画とは、笠岡市が総合的かつ計画的な行政運営を行っていくための基本となる計画で、どんな自治体を目指すのか、そのために誰がどんなことをしていくのかを総合的・体系的にまとめたものを指します。	
地域担当職員について	地域担当職員は一体どのようにして、地域の実情や課題を把握しているのか。活動レポートの作成と公表を課すなど、透明性を確保する仕組みが必要ではないのか。	地域担当職員は地域での活動に参加した場合、報告書を作成し、担当する地域の他の職員、協働のまちづくり課、政策部長に提出する仕組みとしております。	
地域担当職員の役割について	行政からの情報を地域の実情に合うように伝達し、地域からの情報は地域の真の意図をくみ取って関係部署につなげるというようなニュアンスも盛り込めないでしょうか。	地域担当職員は地域に対して地域が必要としている情報や役立つ情報、加えて行政が伝えるべき情報を伝達し、地域からは地域の意見や実情を把握すべき関係部署へできる限り正確に伝えるべきと考えています。 地域担当職員の職務については、笠岡市地域担当職員に関する規則第3条に職務として記載されていますので、ご指摘の部分については原案どおりといたします。	
表記について	「市担当課」→条例（素案）にある「関係部局」に統一できるのではないのでしょうか。あえて部局を細別して「課」とした方がいいのでしょうか。	「手引き」では、どなたにでも分かりやすい表現を目指しており、ここでは具体的に「〇〇課」と連想することで行政を身近に考えて相談ができるように市担当課としております。	
交付金の運用について	交付金の透明性の担保の観点から、人件費について、協議会の規約等で経費対象や根拠書類、監査等について明確化するようにはどうか。また、協議会備品についても管理台帳を作成し、地域へ開示してはどうか。	ご指摘の人件費については日報等により業務内容、従事時間を明らかにした根拠書類にもとづいた支出を各まちづくり協議会で実施していただいております。備品台帳についても各まちづくり協議会において整備済みです。 情報開示については、ご意見を踏まえ各地域での開示の促進に取り組んでまいりたいと考えます。	
支援計画の実行場所及び検証について	支援計画に実行方法や実行場所を記載してはどうか。また、単年度ごとの検証はしないのか。	支援計画の実行方法や場所については多岐にわたるため「手引き」には詳細を記載しておりません。また、検証については、制度検証は5年サイクルとしておりますが、事業計画については単年度ごとにも計画することとし、各計画の検証を予定しております。	
制度検証について	5年サイクルは長すぎるため、3年サイクルでの制度検証が望ましいと考える。各地区協議会も笠岡市と同様の検証が必要なため、笠岡市と連動した検証を追記してはどうか。	ご指摘の制度検証のサイクルについてですが、3年サイクルで検証を実施すると、検証開始まで実行期間が1年となり十分な成果の確認が困難と考えます。したがって、原案通りといたします。	
地域担当職員制度について	市と地域との連携を深め相互信頼関係の構築のためには、地域担当職員はやむを得ない事情を除いて5年サイクルの間は同じ担当者であってほしい。	ご意見を踏まえ、今後協働のまちづくりを進めていく中で検討していきたいと考えます。	
まちづくり協議会組織について	各事例を参考に各協議会で考えて欲しいと思います。	ご意見を踏まえ、協働のまちづくりを進めていく中で行政とまちづくり協議会が協働して周知と理解を深める取組を推進してまいります。	

笠岡市協働のまちづくりの手引き（案）の意見公募結果

内容	いただいたご意見の要旨	いただいたご意見に対する市の考え方	修正点
協働のまちづくり課の位置づけ	協働のまちづくり課の位置づけはどこか、市民活動支援センターに含まれるのか。	協働のまちづくり課は笠岡市の協働のまちづくりを推進する担当課であり、まちづくりについての行政の窓口の役割を担っています。市民活動支援センターは、まちづくりに取り組む多様な主体の中間支援の役割を担います。双方が支援内容・方法において役割分担しながら、まちづくりへの効果的な支援を実施していきます。	
区域について	事務の簡素化など誰もが気軽にまちづくりに参加できる体制づくりについて市の積極的支援が求められる。	ご意見を踏まえ、協働のまちづくりを進めていく中でより多くの方々が参画できる仕組みづくりを検討してまいります。	
地域における多様な活動主体の調整について	まちづくり協議会の組織は残しつつ、活動内容や会計を各地域の現状に即したやり方で行う方法も解決策の一つと考えています。多様な主体の活動内容を整理し明確化する事で煩雑な作業や時間が軽減されると共に地元住民も解りやすく使い勝手の良いものになります。	ご意見を踏まえ、協働のまちづくりを進めていく中でより多くの方々が参画できる仕組みづくりを検討してまいります。	
ガイダンス	まちづくり協議会の存在意義や行政との関連が分かり易く書かれているため、住民自治の観点から非常に理解しやすいガイダンスだと思います。	ご意見を踏まえ、これからも協働のまちづくりについて市民の皆様のご理解を得ることができるよう取り組んでいきたいと考えます。	
市の役割の不備について	市民の人材育成において市の役割が見えない。また、市の縦割り行政が地域に影響して、地域の横連携が困難になっている。	ご指摘の市民の人材育成における市の役割についてですが、市民向けの防災や福祉などのテーマ別研修やリーダー育成を目的とした研修を実施し、人材育成をすすめていきたいと考えております。また、市の縦割り行政についてですが、市全体で連携して庁内横断の体制を築き、地域を総合的に支援していきたいと考えております。	